省　令

○農林水産省令第四十号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）の施行に伴い、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月十六日

農林水産大臣　若林　正俊

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

九　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十六条第一項及び第二項

附　則

この省令は、平成二十年六月二十一日から施行する。

○経済産業省令第四十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第三項の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月十六日

経済産業大臣　甘利　明

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一号イ中「千四百スイス・フラン」を「千三百三十スイス・フラン」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号イの規定は、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁法務省告示第三号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵司法省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十六日

金融庁長官　佐藤　隆文

法務大臣　鳩山　邦夫

二中「株式会社福岡銀行　福岡市中央区天神二丁目一丁目」を「株式会社福岡銀行　福岡市中央区大手門一丁目」に改め、四中株式会社りそな銀行の項の次に「株式会社福岡銀行　福岡市中央区大手門一丁目　株式会社福岡銀行市場営業部」を加える。

○総務省告示第三百四十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十年六月十六日

総務大臣　増田　寛也

第7の1(2)の表北海道の項中「浜頓別　15　0.1」を「浜頓別　48　0.1」に、「中標津　53　0.2」を「中標津　32　0.2」に改める。

第7の1(3)の表(北海道)の項中「浜頓別　13　0.1」を「浜頓別　46　0.1」に、「中標津　56　0.2」を「中標津　47　0.2」に改める。

第7の3(2)の表北海道の項中

釧路	31	36	43	45	47	1	0.1

を

釧路	31	36	43	45	61	1	0.1

に、

浜頓別	14	17	19	34	36	0.1

を

浜頓別	17	34	36	39	41	0.1

に、

中標津	28	30	32	34	37	0.2

を

中標津	28	30	34	37	56	0.2

に改める。

この認定の有効期限は、平成二十一年六月三十日とする。

平成二十年六月十六日

総務大臣　増田　寛也

○総務省告示第三百四十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、特定船舶局が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録として、平成二十年五月十三日、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成二十一年六月三十日とする。

平成二十年六月十六日

総務大臣　増田　寛也

名　称　特定船舶局用　平成二十年版　電波法令抄録

発行年月日　平成二十年六月一日

発　行　所　東京都豊島区駒込二丁目三番十号　財団法人　電気通信振興会

○総務省告示第三百四十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、基地局、携帯基地局、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）、無線標定陸上局及び簡易無線局が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録として、平成二十年五月二十日、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成二十一年六月三十日とする。

平成二十年六月十六日

総務大臣　増田　寛也

名　称　基地局、携帯基地局、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）、無線標定陸上局及び簡易無線局用　平成二十年版　電波法令抄録

発行年月日　平成二十年六月一日

発　行　所　東京都豊島区駒込二丁目三番十号　財団法人　電気通信振興会

○総務省告示第三百四十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、アマチュア局が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録として、平成二十年五月二十日、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成二十一年六月三十日とする。

平成二十年六月十六日

総務大臣　増田　寛也

名　称　アマチュア局用電波法令抄録

発行年月日　平成二十年六月十五日

発　行　所　東京都豊島区巣鴨一丁目十四番五号　社団法人日本アマチュア無線連盟